

## 比治山公園「平和の丘」基本設計その他業務（1-1） 基本仕様書

### 1 適用

本仕様書は、「比治山公園「平和の丘」基本設計その他業務（1-1）」に適用する。

### 2 目的及び実施概要

比治山公園「平和の丘」基本計画（以下、基本計画とする。）の第Ⅱ期で行う整備のうち、展望庭園についての基本設計等を行うものであり、下記の(1)～(4)を実施する。

- (1) 展望庭園の基本設計
- (2) 展望施設の検討
- (3) 説明会・ワークショップの開催
- (4) 平面図作成

### 3 業務内容

#### (1) 展望庭園の基本設計

現在の第二駐車場周辺について、基本計画では、展望施設等（展望施設及び展望庭園）を整備することとしている。このうち、展望庭園について、「都市に込められた平和への思い」を共有する場、「都市の美しさ・復興の力強さ」を実感する場というコンセプトを意識するとともに、園内の歩行者動線の高低差軽減を図るよう、基本設計を行う。

作業内容は、与条件の細部検討、諸施設の検討及び設定、基本設計図の作成、概算工事費の算出、基本設計説明書の作成、イメージ図（鳥瞰図、フォトモンタージュ等）の作成、打合せ記録簿の作成等とする。

[設計内容及び条件]

- ① 基本設計の範囲は、別図参照。面積 約6,600㎡。
- ② 第二駐車場の一部を展望庭園として改修する。また、既存の売店の撤去を想定し、駐車区画の再編を行う。駐車台数については、現在と同程度の台数（約50台）を確保することとする。
- ③ 植栽・屋外作品展示場所の配置・方法などの検討を行う。屋外作品展示場所の検討に当たっては、広島市現代美術館の意見を尊重すること。
- ④ 第三駐車場、その下の三叉路からスカイウォーク乗降口広場及び第二駐車場をつなぐ園路として階段の新設の検討を行い、この階段や展望庭園等の整備に併せ、対象範囲内の既存の歩行者動線を見直し、必要に応じ、園路の改修検討を行う。なお、本業務ではエレベーターの整備は含まれない。
- ⑤ 既存の殉職警察職員之碑、殉職消防職員之碑は存置を原則とする。また、それぞれ年1回程度行われる慰霊祭開催の妨げとならないよう、各実施団体の意見を尊重すること。
- ⑥ 既存のトイレについては、原則としてそのまま活用することとする。

[注意事項]

- ① 既存のインフラ施設の新設・移設等が発生する場合は、効果、移設等の手段、費用、スケジュール等を複数案検討し、提示すること。
- ② 既存施設の撤去の詳細内容については、次年度以降の実施設計において見込むが、撤去に必要な概算費用の算出をすること。

(2) 展望施設の検討

基本計画に記載された現在の第二駐車場周辺の展望施設について、施設の規模や眺望確保の方法など、設置の条件について検討する。

[検討内容及び条件]

- ① 眺望確保に必要となる条件（設置位置、周辺環境等）の検討を行う。
- ② 展望施設の規模、機能について、整備水準別に複数案検討を行い、実施スケジュール、概算費用を提示する。

[注意事項]

- ① 既存のインフラ施設の新設・移設等が発生する場合は、効果、移設等の手段、費用、スケジュール等を複数案検討し、提示すること。
- ② 既存施設の撤去の詳細内容については、次年度以降の実施設計において見込むが、撤去に必要な概算費用の算出をすること。

(3) 説明会・ワークショップの開催

上記(1)(2)の実施に当たっては、比治山公園内で活動している団体や地元住民等を対象とした説明会やワークショップを開催し、意見を聴取し参考にすること。

実施回数は、3回程度を想定しており、活動団体等との日程調整や会場予約等の開催に係る事務については、本市で行う。

(4) 平面図作成

作成にあたっては、広島市公共測量作業規程（平成20年国国地発第260号）によるほか、本市調査職員の指示によるものとし、測量作業についても同規程により実施するものとする。

[内容及び条件]

- ① 平面図の縮尺は1/500とし、範囲は、別図参照。面積約7,000㎡（展望庭園の基本設計の対象範囲周辺を含む）。
- ② 基準点測量及び現況測量を想定している。

## 4 打合せ協議

本業務における打合せは、着手時、成果物提出時のほか、適宜行うこと。

また、本業務全般を通じ、必要に応じ、下記を基本に関係各課との打合せ協議を行う。

具体的な打合せ協議等の方法については、監督員と協議により決定する。

- (1) 公園施設：都市整備局緑化推進部
- (2) 建築施設：都市整備局営繕部営繕課
- (3) 電気設備：都市整備局営繕部設備課
- (4) 屋外作品展示場所：広島市現代美術館

## 5 成果物

### (1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。また、計画段階から随時、確認・管理すること。

### (2) 実施報告書

[展望庭園の基本設計]

- ① 与条件の細部検討結果、② 諸施設の検討及び設定結果、③ 基本設計図、
- ④ 概算工事費計算書、⑤ 基本設計説明書、⑥ イメージ図（鳥瞰図、フォトモンタージュ等）、
- ⑦ 打合せ記録簿、⑧ 説明会やワークショップの説明資料、
- ⑨ その他、本市調査職員が指示するもの

[展望施設の検討]

- ① 眺望確保に必要となる条件（設置位置、周辺環境等）の検討結果、
- ② 展望施設の規模、機能等の検討結果
- ③ 説明会やワークショップの説明資料、
- ④ その他調査職員が指示するもの

[平面図作成]

- ① 地形平面図（縮尺 1/500）
- ② その他、測量に付随する観測手簿、観測記簿、打合せ記録簿等

## 6 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」に基づいて作成したものを指す。
- (3) 成果物は、「広島市電子納品の手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。

- (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

## 7 留意事項

- (1) 関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された成果物等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。

別図 基本設計等範囲図

